

花巻市規則第 号

花巻市市民参画条例施行規則（素案）

（趣旨）

第1条 この規則は、花巻市市民参画条例（令和 年花巻市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（大規模な市の施設）

第2条 条例第5条第1項第5号に規定する大規模な市の施設は、事業費が概ね5億円以上の公共の用に供される建物及び公園とする。ただし、同条同項第6号に規定する特定の地域を対象にする建物及び公園については、事業費の額に関わらずその地域における重要性等を考慮して判断する。

（軽微な事項）

第3条 条例第5条第2項第1号に規定する軽微な事項は、法令の改正に伴う条例の文言の改正、上位計画の変更に伴う表現の変更その他の政策的な判断を要しない事項とする。

（公表の方法）

第4条 条例及びこの規則の規定による公表は、次の各号に掲げる方法のうち全部又は一部のものにより行うものとする。

- (1) 市の広報紙への掲載
- (2) 市のホームページ又はソーシャル・ネットワーキング・サービスへの掲載
- (3) コミュニティFM放送又は有線放送
- (4) 当該公表事項を所管する課等の窓口又は市の公共施設での閲覧又は配布
- (5) 報道機関への発表
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める方法

（市民参画の方法の実施予定及び実施状況の公表事項）

第5条 条例第6条第1項各号に掲げる市民参画の方法を決定したときは、同条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を事前に公表するものとする。

- (1) 市民参画の対象事項等の名称
- (2) 市民参画の対象事項の内容
- (3) 市民参画の方法
- (4) 市民参画の方法の実施時期
- (5) 担当課等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項

2 前項の規定に基づき公表した市民参画を実施したときは、前項第1号から第5号まで掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を条例第7条第3項に規定する実施状況として公表するものとする。

- (1) 市民参画の実施結果
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の執行機関が必要と認める事項
(市民参画を行う適切な時期)

第6条 条例第7条第1項に規定する適切な時期は、市民への影響又は市民の関心度を考慮し、企画、立案、実施及び評価の過程から市民参画の方法を効果的に行うことができる時期とする。

(委員会の所掌)

第7条 条例第13条第1項で設置する花巻市市民参画・協働推進委員会（以下「委員会」という。）は、次の各号に掲げる事項について、市の執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は市の執行機関に意見を述べるものとする。

- (1) 市政への参画方法の研究や改善に関する事項
- (2) 市民参画と協働の推進に関する事項
- (3) 市民参画の評価に関する事項
- (4) 花巻市まちづくり基本条例（平成20年花巻市条例第24号）及び条例の見直しに関する事項

(委員会の組織)

第8条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体から推薦された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(市民参画・協働推進職員チーム)

第11条 市民参画と協働について検討するとともにその推進を図るため、市民参画・協働推進職員チーム（以下「職員チーム」という。）を置く。

(職員チームの所掌)

第12条 職員チームは、次の各号に掲げる事項を処理するものとする。

(1) 市民参画と協働の研究・改善及び推進に関すること。

(2) 条例第14条第2項に規定する市民参画の手続きの実施状況の点検及び評価

(3) 前2号のほか条例に基づく市民参画と協働に関すること。

(職員チームの組織)

第13条 職員チームの職員は20人以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 地域振興部地域づくり課長及び同課の課長補佐

(2) 課長補佐又は課長補佐と同等の職にある者で、市長が指名する職員

(職員チームのリーダー及びサブリーダー)

第14条 職員チームにリーダー及びサブリーダー各1人を置く。

2 リーダーには、地域振興部地域づくり課長をもって充て、サブリーダーは同課課長補佐をもって充てる。

3 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 職員チームは、必要に応じてリーダーが招集する。

(委員会及び職員チームの庶務)

第16条 委員会及び職員チームの庶務は、地域振興部地域づくり課において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(花巻市市民参画・協働推進委員会規則の廃止)

2 花巻市市民参画・協働推進委員会規則（平成20年花巻市規則第18号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際、現に委嘱された花巻市市民参画・協働推進委員会（次項において「旧委員会」という。）の委員である者は、この規則の施行日に、第8条第2項の規定により、委員会の委員として委嘱されたものとみなす。
- 4 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、旧委員会の委員としての任期の残任期間とする。
- 5 この規則の施行の際、旧委員会の委員長及び副委員長に選任されたものは、それぞれ、第9条第1項の規定により委員会の委員長及び副委員長に選出されたものとみなす。